

令和6年度
守谷市南部地域包括支援センター
事業計画(案)

守谷市南部地域包括支援センター

I 南部地域包括支援センターの運営方法

守谷地区・高野地区・みずき野地区に南部地域包括支援センター（以下「南部包括」という。）を1か所設置し、運営する形態をとります。

II 南部包括職員配置

（令和6年4月1日現在）

常勤職員		備考
保健師	2人	
社会福祉士	2人	
主任介護支援専門員	2人	
その他	0人	
計	6人	

表1 南部圏域高齢者データ

（令和6年4月1日現在）

	全年齢人口	高齢者人口	高齢化率	75歳以上人口(率)
守谷地区	27,887人	4,535人	16.26%	2,530人 (9.07%)
高野地区	14,796人	3,377人	22.82%	1,689人 (11.42%)
みずき野地区	4,646人	2,453人	52.80%	1,052人 (22.64%)
南部圏域	47,329人	10,365人	21.90%	5,271人 (11.14%)

表2 要介護認定者数

（令和6年4月1日現在）

	守谷地区	高野地区	みずき野地区	圏域合計
要支援1	94人	64人	51人	209人
要支援2	95人	67人	32人	194人
小計	189人	131人	83人	403人
要介護1	144人	103人	71人	318人
要介護2	108人	65人	36人	209人
要介護3	93人	46人	31人	170人
要介護4	84人	51人	23人	158人
要介護5	45人	38人	14人	97人
小計	474人	303人	175人	952人
合計 (認定率)	663人 (14.62%)	434人 (12.85%)	258人 (10.52%)	1,355人 (13.07%)

Ⅲ 地域支援事業

Ⅰ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（Ⅰ）総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる支援を行います。また、8050問題など多様化・複雑化している問題に対応するために、多職種、他機関との連携を強化します。

そのために南部包括圏域の3地区に担当職員を配置し、次の事業を実施します。

- ① アウトリーチ型相談を継続して圏域高齢者の実態を把握し、他機関との連携のもと必要な支援を行います。
 - ・ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の対象者への計画的な訪問（市との協働事業）
 - ・優先度をつけた80歳以上ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の訪問（市との協働事業）を実施します。
 - ・新規訪問対象者には、地域包括支援センターの役割を理解し、気軽に相談してもらえるよう周知を行います。
- ② 圏域におけるネットワークを構築・強化していきます。
 - ・地区民生委員児童委員協議会の会議等に参加するとともに、高齢者訪問時の同行訪問を依頼します。
 - ・まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加し、地域の高齢者のニーズや社会資源の把握に努めます。
 - ・困難ケース等の地域ケア個別会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに多職種や地域の支援者との支援体制を構築していきます。
 - ・高齢者の支援に活用できるよう、把握した地域の社会資源の情報を、多職種と共有していきます。
 - ・基幹相談支援センター（健幸長寿課所管の障がい者（児）相談センター）との連携・情報共有を図り、複合的な課題に対応していきます。
- ③ 市民に地域の高齢者の身近な相談窓口であることを知ってもらい、適切なサービスの利用につなげるために地域包括支援センターの取り組みを周知します。
 - ・関係団体の会議や地域のイベントなどに参加し、地域包括支援センターの取り組みを周知します。

(2) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を市と連携を図りながら行います。

- ① 高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応（市との連携・役割分担で対応）
- ② 高齢者訪問などを通じて把握した成年後見制度利用ニーズを市と情報共有し、必要なタイミングで利用ができるように継続的な支援を行います。
- ③ 専門職を対象とした研修会を開催します。（1回）
「権利擁護」10月日程未定

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 専門職を対象とした研修会を開催します。（1回）
「精神疾患の介護と支援（案）」8月26日（月）
- ② 地区民生委員児童委員協議会の会議、まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加して地域課題を把握し、解決に向け、地域住民や関係機関との連携・協働の体制を構築し、強化していきます。
- ③ 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会での活動（事例検討会等）に参加し、必要時情報提供を行います。
- ④ 在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携 住民普及啓発ワーキンググループ等）に参加します。

(4) 地域ケア個別会議の開催

- ① 要支援認定者の新規や更新のケアプランに対し、専門職から助言をもらい、要支援者の自立支援を促進します。
- ② 解決困難事例等の支援について、関係者（介護支援専門員、民生委員、警察、市役所等）と会議を開催することで、情報や支援の方向性を共有し、継続的な支援体制を構築します。
- ③ 地域ケア個別会議を通して、高齢者のニーズを把握し、必要な社会資源をまちづくり協議会などで情報を収集します。

2 その他の事業

(1) 認知症初期集中支援チームの運営を行います。

- ① 総合相談の中で、医療や介護サービスにつながっていない認知症高齢者の相談を受けた際には、必要に応じチーム員が介入し、適切な支援を行います。

- ②認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、サポート医の助言を受け早期に適切な医療やサービスにつなげます。
- (2) 認知症地域支援推進員として活動します。
- ①認知症の方やその家族の支援を円滑に推進できるよう努めます。
- ②市民が認知症への理解を深められるよう、市と協働した普及啓発活動に取り組みます。
- (3) 認知症サポーター等養成事業に取り組みます。
- ①認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトとして、市と協働し、認知症サポーター等養成事業に取り組みます。
- (4) 地域包括支援センター連絡会へ出席し、市や北部包括との連携や共同体制を強化します。

IV 介護予防支援

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方が、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行います。また、南部包括直営担当件数は、1職員10件を上限とし、その他は次の居宅介護支援事業所へ委託します。

令和6年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託予定先一覧

(令和6年4月1日現在)

市内居宅介護支援事業所	市外居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所アイケア	えがお指定居宅介護支援事業所
あかり居宅介護支援事業所	介護サポートあさひ
アネシス居宅介護支援事業所	ひまわり居宅介護支援事業所
茨城リハビリテーション病院ケアサービス	ほっこりケアプランセンター
居宅介護支援事業所ケア・アシスト守谷	居宅介護支援事業所ケア・アシストはあとびあ
さとう居宅介護支援事業所	ケアプラン彩葉
指定居宅介護支援事業所サンタ	居宅介護支援事業所いっしん龍ヶ崎
居宅介護支援事業所しあわせ	ケアプランセンター千の杜
ケアプランセンター七福神	
指定居宅介護支援事業所ツクイ守谷	
居宅介護支援事業所つむぎ	
ケアプランセンター花きりん	
ひかり居宅介護支援事業所	